

医療機器利用型共同利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 青森市民病院（以下「市民病院」という。）が有するCT・MRIなどの検査機器を共同利用することで、地域完結型のよりよい医療の提供を目指すことを目的とする。

(事前申し込み等)

第3条 医療機器利用型共同利用に際して、登録医療機関は事前に診療放射線部又は臨床検査部へ電話で予約をし、共同利用申込書により申し込みを行う。

(受付)

第4条 患者は指定された時間に地域医療連携室において受付を行う。

(検査報告)

第5条 検査結果資料は、後日、登録医療機関へ郵送する。

(会計処理)

第6条 市民病院は、検査にかかった費用について登録医療機関に請求を行い支払いを受けることとする。登録医療機関は、市民病院から送付された内容に基づき患者及び健康保険事務所等へ請求することとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。